

# 外 為 法 Q & A

## (技術導入編)

- この「外為法Q&A」(技術導入編)は、技術導入に関する報告書等の取扱いを問答形式で取りまとめ、さらに参考資料として、(1)指定技術、(2)省庁の照会先一覧を掲載したものです。

日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載の様式および記入の手引等と併せてご活用ください。

報告書については、本Q&Aで取扱っている報告書のほかに、別途外為法55条に定める「支払又は支払の受領に関する報告書」の提出が必要となります(輸出入の決済に係るものを除く、居住者・非居住者間の3千万円相当額を超える受払などが該当します) のでご注意ください。なお、同報告書の提出に当たっては、上記日本銀行ホームページに掲載の該当項目をご参照ください。

令和6年11月  
日本銀行国際局 国際収支課  
外為法手続グループ

## 「外為法Q & A」の利用に当たって

### 1. 記述等

- 今後の政省令・告示等の改正によって取扱いが変更される場合がありますので、ご注意ください。
- また、本「外為法Q & A」は、法令の主旨を理解し易いよう、できるだけ簡潔に記述しておりますので、正確な理解のために、関係法令と併せてご活用頂くことをお勧めします。

### 2. 略語の使用

- この「外為法Q & A」は、根拠法令を次のとおり略語をもって表記しています。

(略 語)	(正 式 名)
法	外国為替及び外国貿易法
直投令	対内直接投資等に関する政令
直投命令	対内直接投資等に関する命令

### 3. 問合せ先

- この「外為法Q & A」に関する問い合わせ先  
日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ  
03-3277-2107（電話照会対応時間：9:00～17:00）。
- 各様式毎の照会先は、日本銀行ホームページに掲載の「外為法に関する手続き」の「照会先一覧」をご覧ください。

## 目 次

	ページ
(技術導入契約の定義等)	
Q 1. 技術導入契約の定義	1
○「技術導入契約の締結等」について、その定義を教えてください。	
2. ソフトウェアの取扱い	1
○ソフトウェアは技術導入契約でいう技術に含まれますか？	
3. 報告・届出制度の概要と手続不要のもの	2
○技術導入契約の報告および届出制度と、手続不要のものを教えてください。	
4. 指定技術の定義	2
○「指定技術」とは何ですか？	
5. 事後報告の対象と手続	3
○事後報告の対象になるものと、その手続を教えてください。	
6. 事前届出の対象と手続	4
○事前届出の対象になるものと、その手続を教えてください。	
7. 禁止期間と期間短縮	6
○事前に届け出た事項は、いつから行うことができますか。また、実行した後の報告は必要ですか？	
(取引実務)	
8. 対価が無償の指定技術に係る技術導入契約	8
○非居住者から、指定技術を対価無償で導入する場合、報告は必要ですか？	
9. オプション契約	8
○正式のライセンス契約締結前に、技術を評価するため非居住者から当該技術の開示を受ける契約（いわゆるオプション契約）を締結しますが、報告（届出）は必要ですか？	
10. 開発委託契約	8
○非居住者に技術の研究開発を委託する契約（いわゆる開発委託契約）を締結しますが、報告（届出）は必要ですか？	
11. 輸入関連技術	9
○機械設備の輸入に関連し、当該機械設備の据付、操作方法等の技術指導を受ける契約を締結しますが、技術導入の報告（届出）は必要ですか？	
12. 地位の承継	9
○これまで非居住者との間で締結していた技術導入契約を、本邦子会社に引継ぐことにしました。必要な手続を教えてください。また、同時（ま	

たは直後)に契約条項を変更する場合の手續について教えてください。

**13. 報告書を受付けたことを示すもの . . . . . 9**

○報告書を日本銀行に提出するときに、日本銀行が報告書を受付けたことを示すものがほしいのですが、どうしたらよいですか？

**14. 報告書の提出遅延 . . . . . 10**

○技術導入に関する報告書を所定の期日までに提出することができませんでした。どのように取扱えばよいのでしょうか？

**15. 事前届出書の提出洩れ . . . . . 10**

○社内調査の結果、本来ならば事前に届け出るべき契約等は無届けのまま実行していたことが判明しました。どのような手續をとればよいのでしょうか？

**(参考資料)**

1. 指定技術
2. 省庁の照会先一覧

## (技術導入契約の定義等)

### Q 1. 技術導入契約の定義

○ 「技術導入契約の締結等」について、その定義を教えてください。

○ 外為法上の技術導入契約の締結等とは、居住者が非居住者（非居住者の在日支店等を含む）との間で行う、次のものに係る導入契約の締結または更新、その他契約条項の変更を行うことをいいます（法 30 条 1 項）。

- (1) 工業所有権<注 1>、その他の技術<注 2>に関する権利の譲渡および実施権や  
使用権の設定
- (2) 事業の経営に関する技術<注 3>の指導

<注 1> 工業所有権とは、特許権（特許法）、実用新案権（実用新案法）、意匠権（意匠法）および商標権（商標法）の総称で、それぞれの法律上、特許または登録により、これらの権利から生ずる利益を独占的に享受することを法的に認められているものをいいます。

<注 2> その他の技術とは、工業所有権以外のもので、契約製品の製造・加工等に関する技術（各種の図面、仕様書等の技術的な資料、情報、ノウハウ等）をいいます。

<注 3> 事業の経営に関する技術とは、工場の経営に関する技術（品質管理の方法、在庫管理の方法、労務管理の方法等）と、事業の経営をより効率化するための技術（広告宣伝の方法、市場調査の方法等）をいいます。

### Q 2. ソフトウェアの取扱い

○ ソフトウェアは技術導入契約でいう技術に含まれますか？

○ ソフトウェアは、Q 1. の定義で述べた「その他の技術」に含まれます。ただし、パッケージソフトウェアのうち、販売上特に制限されず、店頭・郵便・電話等により広く不特定多数のユーザーに対し販売されるものであって、それを使用する際も、供給者等の技術支援が不要であるように設計されているものは、技術導入契約でいう技術に該当しません。

### Q 3. 報告・届出制度の概要と手続不要のもの

○ 技術導入契約の報告および届出制度と、手続不要のものを教えてください。

- 居住者が非居住者から技術を導入する契約を締結・変更する場合は、下記の手続不要の技術導入に該当するものを除いて、日本銀行を経由して財務大臣および事業所管大臣に、(1) 契約締結・変更後に報告する（「事後報告」といいます）か、(2) 契約締結・変更前に届け出る（「事前届出」といいます）必要があります（法 55 条の 6 1 項、法 30 条 1 項）。

#### （手続不要の技術導入）

- 技術導入契約の締結・変更であっても、次の(1)～(3)に該当するものは事後報告、事前届出ともに不要です。外貨の換算は基準外国為替相場または裁定外国為替相場によります。
- (1) 非居住者の本邦にある支店、工場、その他の営業所が独自に開発した技術導入契約の締結等（法 30 条 8 項）。
  - (2) 事業の経営に関する技術の指導に係る技術導入契約の締結等（法 30 条 8 項、直投令 6 条の 4 2 項 1 号）。
  - (3) 指定技術（Q 4. 参照）以外の技術に係る技術導入契約の締結等（法 55 条の 6 2 項、直投令 6 条の 4 2 項 2 号）。

### Q 4. 指定技術の定義

○ 「指定技術」とは何ですか？

- 指定技術とは、直投命令別表第 2（第 5 条関係）に掲げる以下の 5 技術をいいます。これらの技術は、わが国の平和・安全・公の秩序維持の見地から、その導入に当たっては取引内容を慎重に検討する必要があるとして、財務大臣および事業所管大臣からとくに指定されているものです。従って、指定技術の導入等に際しては、原則として事前届出（Q 6. 参照）が必要となります（法 30 条 1 項、直投令 5 条 1 項、直投命令 5 条 1 項、直投命令別表第 2）。

- (1) 航空機に関する技術
- (2) 武器に関する技術
- (3) 火薬類の製造に関する技術
- (4) 原子力に関する技術
- (5) 宇宙開発に関する技術

#### Q 5. 事後報告の対象と手続

- 事後報告の対象になるものと、その手続を教えてください。

##### (契約を新規に締結する場合)

- 指定技術に係る新規の技術導入契約の締結であって、次の(1)、(2)のいずれかに該当するものは、事後報告となります(法 55 条の 6)。ただし、非居住者の本邦にある支店、工場、その他の営業所が独自に開発した技術を導入する場合は、報告不要となっています。なお、外貨の換算は基準外国為替相場または裁定外国為替相場によります。

- (1) 技術導入契約の確定対価が 1 億円相当額以下のもの。
- (2) 地位の承継<注>で、契約条項の変更を伴わないもの。

<注> 地位の承継とは、技術の提供側、導入側を問わず、契約当事者の一方が、合併や権利の譲渡等により変更されることをいいます。

##### (契約を変更する場合)

- 既に締結した指定技術に係る契約の条項変更<注>であって、次の(1)、(2)のいずれにも該当しないものは事後報告となります。ただし、非居住者の本邦にある支店、工場、その他の営業所が独自に開発した技術を導入する場合は、報告不要となっています。なお、外貨の換算は基準外国為替相場または裁定外国為替相場によります。

- (1) 対価が 1 億円相当額超または不確定(クロスライセンス契約、親子間ライセンス契約<Q6 注書き参照>を含む)の指定技術の導入契約に新たに「指定技術」を追加するもの。
- (2) 「対価 1 億円相当額以下の指定技術」に係る対価の変更であって、対価が 1 億円相当額超となるもの。

<注> 契約条項の変更の対象となるのは、既に提出している報告書または届出書の次の項目に係る変更です。

- (a) 技術の種類
- (b) 契約期間
- (c) 技術導入の対価
- (d) 契約条項の概要
- (e) 技術の内容

**(報告書の提出時期・部数等)**

- 事後報告は、契約の締結・変更日から起算して45日以内に、「技術導入契約の締結・変更に関する報告書」(直投命令別紙様式第18)を、日本銀行を経由して財務大臣および事業所管大臣あてに提出する方法によって行います(法55条の6 1項、直投令6条の4 1項)。提出部数は、1通です(直投命令6条の3 1項)。

**(財務大臣および事業所管大臣のあて先の記載方法)**

- 財務大臣および事業所管大臣のあて先は、報告書の左上部の該当箇所に記載します。

<例>

別紙様式第十八	根拠法規：対内直接投資等 に関する命令
技術導入契約の締結 変更に関する報告書	
〇年〇月〇日	
財務大臣殿	財務大臣名
経済産業大臣殿	事業所管大臣名
(日本銀行経由)	

**(報告書の様式)**

- 報告書の様式は、日本銀行ホームページに「記入の手引」とともに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

なお、ご自身で報告書の様式をパソコン等により作成する場合は、直投命令別紙様式のとおりで作成していただくことになります(したがって、記載事項の省略は認められませんのでご注意ください)。

**(報告書の提出先)**

- 報告書は、日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ(50番窓口)および最寄りの日本銀行支店(営業課または総務課)で受付けておりますが、なるべく日本銀行本店あて直接郵送(郵便番号103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループあて)していただきますようお願いいたします。

**Q6. 事前届出の対象と手続**

- 事前届出の対象になるものと、その手続を教えてください。

#### (契約を新規に締結する場合)

- 新規の技術導入契約の締結であって、導入する技術が指定技術であり、かつ次の(1)～(3)のいずれかに該当するものは、非居住者の本邦にある支店等が独自に開発した技術の導入であるものを除き、事前届出となります(法30条1、8項)。外貨の換算は基準外国為替相場または裁定外国為替相場によります。

- (1) 対価が1億円相当額超または不確定のもの。
- (2) クロスライセンス契約<注1>。
- (3) 親子間ライセンス契約<注2>。

<注1> 契約当事者が相互に自分の所有する技術の実施権を供与し合う契約をいいます。

<注2> 総議決権の50%以上を保有する海外の親会社から技術を導入する契約をいいます。

#### (契約を変更する場合)

- 既に締結した契約の条項変更<注>であって、以下の(1)、(2)のいずれかに該当するものは事前届出となります(法30条1項)。外貨の換算は基準外国為替相場または裁定外国為替相場によります。

- (1) 対価が1億円相当額超または不確定(クロスライセンス契約、親子間ライセンス契約を含む)の指定技術の導入契約に新たに「指定技術」を追加するもの。
- (2) 「対価1億円相当額以下の指定技術」に係る対価の変更であって、対価が1億円相当額超となるもの。

<注> 契約条項の変更の対象となるのは、報告書または届出書の次の項目に係る変更です。

- (a) 技術の種類
- (b) 契約期間
- (c) 技術導入の対価
- (d) 契約条項の概要
- (e) 技術の内容

#### (届出書の提出時期・部数等)

- 事前届出は、契約の締結・変更日前3か月以内に、「技術導入契約の締結・変更に関する届出書」(直投命令別紙様式第9)を、日本銀行を經由して財務大臣および事

業所管大臣あてに提出する方法によって行います（法 30 条 1 項）。提出部数は、3 通です（直投命令 5 条 2 項）。

なお、財務大臣および事業所管大臣の届出書の記入は、報告書と同様（Q 5. 参照）、各大臣連名で記載します。

#### （届出書の様式）

- 届出書の様式は、日本銀行ホームページに「記入の手引」とともに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

なお、ご自身で届出書の様式をパソコン等により作成する場合は、直投命令別紙様式のとおりで作成していただくこととなります（したがって、記載事項の省略は認められませんのでご注意ください。）。

- なお、届け出に際しては、届出書の「5. 契約条項の概要」の別紙として、(1)対価、(2)再実施権（導入した技術を第三者に使用させる権利をいいます）、(3)秘密保持に係る契約条項を「契約条項の概要」の別紙として届出書に添付する必要があります。また、日本銀行では、届出者からの届出手続上の照会を承っておりますが、届出者自らが財務省または事業所管省庁への説明、確認を求めたい場合は、参考資料 2 に掲載の照会先へご連絡いただきますよう、お願いします。

#### （届出書の提出先）

- 事前届出書の提出先は、日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ（50 番窓口）または最寄りの日本銀行支店（営業課または総務課）ですが、なるべく日本銀行本店あて直接郵送（郵便番号 103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱 30 号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループあて）していただきますようお願いいたします。

#### Q 7. 禁止期間と期間短縮

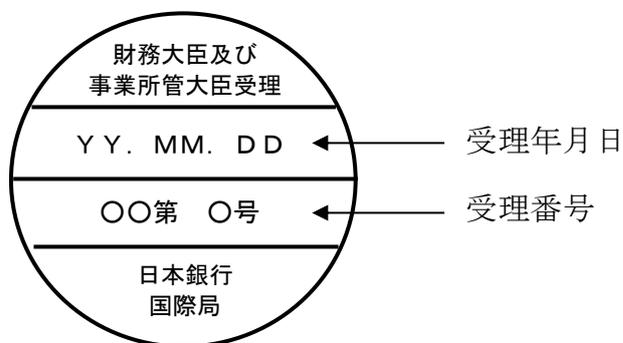
- 事前に届け出た事項は、いつから行うことができるのですか。また、実行した後の報告は必要ですか？

- 技術導入契約の事前届出は、財務大臣および事業所管大臣が、わが国の安全等に支障がないかどうかを審査するため、日本銀行が届出書を受理した日から起算して 30 日を経過する日までは、届け出た契約の締結等を行うことができません（この期間のことを「禁止期間」といいます）。ただし、その禁止期間は通常短縮されます（法 30 条 2 項）。<注>

<注> 届け出た事項が、わが国の安全等の面で支障があると認められた場合には、財務大臣および事業所管大臣は、その契約内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、禁止期間が最長5か月まで延長されることがあります（法30条3～8項）。

**（禁止期間の短縮結果の公示）**

- 日本銀行が届出書を書面にて受理したときは、うち1通を「受理番号」を付して「届出受理証」として届出者に交付します。また、オンライン（日本銀行外為法手続きオンラインシステム）にて受理したときは、書面に出力したものに「受理番号」を付したものを「届出受理証」として届出者に郵送にて交付します。



- 省庁の審査が完了し、禁止期間が短縮され、届け出た取引又は行為が可能となった届出は、「公示日」、「取引又は行為を行うことができる日」、「受理番号」を日本銀行のHPに掲載します（毎営業日17時過ぎを目途に更新）。

<https://www3.boj.or.jp/gaitame/kouji.xlsx>

**（事前に届け出た後の実行報告）**

- 事前に届け出た技術導入契約の締結・変更についての実行報告は必要ありません。

(取引実務)

**Q 8. 対価が無償の指定技術に係る技術導入契約**

○ 非居住者から、指定技術を対価無償で導入する場合、報告は必要ですか？

○ 報告が必要です。「指定技術」の導入であって、対価が1億円相当額以下であるため、報告の対象となります(Q 5. 参照)。

なお、「対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令」等(平成13年3月28日公布、同日施行)の施行前に報告の対象となっていた、導入対価が30百万円相当額超の「指定技術」(Q 4. 参照)以外の技術<注>に係る導入契約の締結等については、同政令等の制定により、報告不要となっています。

<注> 「指定技術」以外の技術とは、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権および商標権)、その他の技術(ノウハウ等)のうち、「指定技術」(Q 4. 参照)以外のものをいいます。

**Q 9. オプション契約**

○ 正式のライセンス契約締結前に、技術を評価するため非居住者から当該技術の開示を受ける契約(いわゆるオプション契約)を締結しますが、報告(届出)は必要ですか？

○ 報告(届出)が必要です。オプション契約は、相手方から技術開示を受けるものであり、単純な便益の提供を目的とする役務取引とはとらえにくいこと、オプションフィーは将来技術導入契約が締結された際にその対価の一部に充当されるケースが多いことから、技術導入の一連の取引としてとらえて、取引の内容により、報告または届出の対象としています。

**Q 10. 開発委託契約**

○ 非居住者に技術の研究開発を委託する契約(いわゆる開発委託契約)を締結しますが、報告(届出)は必要ですか？

○ 開発を委託する段階では技術の提供を受けることはないので、手続不要です。また、研究開発の成果が居住者に帰属する契約になっている場合も報告(届出)対象にはなりません。ただし、その成果が非居住者に帰属し、それを居住者が譲受けたり使用許諾を受けることとする契約の場合は、実際に当該契約を締結する時点で、報告(届出)が必要となります。

なお、「指定技術」(Q 4. 参照)に関する開発委託契約については、上記のい

れの場合でも、念のため事前に事業所管省庁にご照会下さい。

#### Q 1 1. 輸入関連技術

- 機械設備の輸入に関連し、当該機械設備の据付、操作方法等の技術指導を受ける契約を締結しますが、技術導入の報告（届出）は必要ですか？

- 貨物の輸入に直接伴って行われる据付工事、試運転、保守等の技術指導は、貿易付帯役務取引となり、技術導入契約の報告（届出）は不要です。

ただし、当該機械設備などの貨物の輸入により、物を生産するために必要な特許権、ノウハウ等の使用許諾を別途受ける場合などは、契約内容により技術導入契約の報告または届出の対象となります。

#### Q 1 2. 地位の承継

- これまで非居住者との間で締結していた技術導入契約を、本邦子会社に引継ぐことにしました。必要な手続を教えてください。また、その後に（別契約で）契約条項を変更する場合の手続について教えてください。

- 技術の提供側、導入側を問わず、契約当事者の一方が、合併や権利の譲渡等により変更されることを地位の承継といいます。契約当事者の変更については、新規の契約締結とみなされるため、地位の承継があった場合は締結報告が必要です。なお、この場合には報告書の「その他の事項」欄に、地位の承継である旨を記載して下さい。

- また、地位の承継後に（別契約で）契約条項の変更を行う場合は、変更報告あるいは変更届出が別途必要です。届出の場合は、契約条項の変更契約日前3か月以内に届出を行う必要があることに留意してください。

- なお、地位の承継に係る「締結報告」と、地位の承継後の契約条項の変更に係る「変更報告」について、地位の承継に係る「締結報告」の提出期限内（地位の承継日（地位の承継に係る効力が生じる日）から起算して45日以内）であれば、これら二つの報告について、「変更報告」の1件にまとめて提出することが可能です。1件の報告書により提出されたい場合は、変更後の契約に基づき、①「契約締結年月日又は変更契約締結年月日」欄には、地位の承継日と変更契約締結日を記載し、②「その他の事項」欄には、地位の承継である旨を記載して下さい。

#### Q 1 3. 報告書を受付けたことを示すもの

- 報告書を日本銀行に提出するときに、日本銀行が報告書を受付けたことを示すもの

のがほしいのですが、どうしたらよいですか？

- 外為法には、日本銀行が報告書を受付けたことを示すものを提出者に交付する旨の規定がありませんが、どうしてもご入用の場合は、本書のほかに「控」、「写」等の表示を付した（付箋でも可）「報告書コピー」を1通余分に提出（または郵送）していただきます。郵送の場合、同封していただく返信用封筒には報告者のあて名を記入のうえ、料金が不足しないよう郵便切手を貼付してください。提出（または郵送）いただいた「報告書コピー」は、受付印を押印してお返しします。なお、「報告書コピー」への押印は、当該報告書により報告される取引等の内容の真正性を証明するものではありません。

#### Q 1 4. 報告書の提出遅延

- 技術導入に関する報告書を所定の期日までに提出することができませんでした。どのように取扱えばよいのでしょうか？
- 直ちに提出してください。この場合は、報告書の「その他の事項」欄に、所定の期日に提出できなかった理由およびその旨を付記してください。

#### Q 1 5. 事前届出書の提出洩れ

- 社内調査の結果、本来ならば事前に届け出るべき契約等無届けのまま実行していたことが判明しました。どのような手続をとればよいのでしょうか？
- 財務省国際局調査課投資企画審査室にご相談ください。財務省の照会先は、参考資料2をご覧ください。